

1 - 4 財団法人青森県建設技術センター

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理 事 長	千葉 要	県所管部課名	県土整備部 整備企画課	
設立年月日	昭和51年4月1日	基本財産	3,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	3,000千円	100.0%	
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	14名	1名	
	監 事	2名	名	
	職員数	61名	47名	県派遣2名
業 務 内 容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに公共施設の下水道維持管理等			
経営状況 (平成16年度)	当期収入	1,722,560千円	(その他参考) 県委託料 1,583,313千円 (うち下水道維持管理等に係るもの 1,262,271千円)	
	当期支出	1,690,332千円		
	(うち事業費	1,211,946千円)		
	当期収支差額	32,228千円		

(2) 沿革

昭和50年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図るため、昭和51年4月に当法人は設立された。

一方、昭和62年4月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成3年4月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うため、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成2年4月に財団法人青森県下水道公社(以下「下水道公社」という。)が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成14年4月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人の業務を便宜上、公益事業、受託事業及び下水道事業の3つに分けると、公益事業及び受託事業は従来から当法人が行っていた建設事業に関する事業であり、下水道事業は統合された下水道公社の行っていた事業である。

すなわち、公益事業は建設材料の調査研究、研修事業及び市町村への技術支援等であり、受託事業は設計・積算業務、施工管理業務及び建設材料試験等であり、下水道事業は下水道維持管理業務等の受託、下水道技術の調査・研究、下水道の普及・啓発活動等である。

本年度、当委員会は、当法人が実施する各事業及び最近の状況について、提出された資料及び

ヒアリングにおいて確認したところである。

まず、公益事業については、当法人が設立以来、県内の建設関係技術者の指導的役割を担っている部分であり、当法人が業務の中心に据えているものである。本年度、当法人及び所管課から報告のあったところによると、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたことにより、公共工事における県や市町村等、発注者の責務が強化され、これまでの技術力に加えて、今後は入札時の技術提案の評価、完成後の工事成績評価など新たな技術や事務が求められることとなり、その対応が十分でない県内市町村においては、当法人を活用することが同法律のガイドライン等に示されているとのことであり、当委員会としては当法人の新たな業務の可能性として期待する。

また、受託事業については、近年、民間業者の技術力が向上してきたことから、民間においても実施可能なものについては当法人以外の民間業者の活用がある程度進んできていることが確認できたが、当委員会としては、今後とも民間業者の技術力の向上にも努め、更に民間を活用できる範囲が広がった場合には、その業務が当法人・民間を問わず効率的かつ効果的に実施されることを望む。

下水道事業については、これまで県から受託していた岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道（以下「県管理の下水道」という。）に平成18年4月から指定管理者制度が導入されることとなり、平成17年10月末現在、指定管理者の候補者として選定され、当法人は、これを契機に当法人全般にわたる経営改革の基本計画を策定することとしていることが確認されたところであり、具体的な計画内容と行動に期待したい。

このような状況にある当法人については、平成16年12月に改定された青森県行政改革大綱の中で「下水道への指定管理者制度の導入を踏まえ、下水道の管理部門の体制を見直し、その他の部門については、経営の独立民営化を行います。」と改革の方向性が示されている。また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは「本法人の旧建設技術センター部門は、（中略）経営の独立民営化に向けた実効的なタイムスケジュール化を検討し、実施していくこと」及び「下水道事業に平成18年4月を目途に指定管理者制度が導入されることから、旧下水道公社部門も経営の独立民営化により指定管理者制度に対応していくことが適当と考えている」と提言されているところである。

当法人は、県管理の下水道において指定管理者となった場合においても、現在の建設事業部門と下水道事業部門の2部門を継続して実施していくこととしていることから、改革の方向性を部門毎に分ける必要性は現在のところ見いだせない。すなわち、当法人には経営の独立民営化が求められるところとなっている。

経営の独立民営化を果たすためには、経営が人的にも財政的にも県の支援を頼らないことが重要である。当法人の場合、財政的には補助金等の交付を受けていないことから、県派遣職員の引き揚げを行い、今後とも補助金等を受けることなく独立した経営を行っていく必要がある。また、受託業務についても県からの業務に偏ることなく、市町村等からの受託業務を拡大し、又当法人の専門性や優位性を活かした新規事業を開発する等、独自の収入確保の取組が必要となっている。

イ 経営状況

下水道事業は県からの委託料により必要な経費が賄われていることから、基本的に損益は発生しない構造である。また、公益事業の事業収入は限られており、公益事業の事業費を賄うには至っておらず、前期からの繰越収支差額を繰り入れして事業を行っている状況にある。このため、当法人の経営、すなわち当法人の管理費を賄うためには受託事業収入が重要ということになる。

当法人の受託事業は、年々減少しており平成14年度 653,669 千円であった受託事業収入は、平成15年度において 566,396 千円、平成16年度には 456,741 千円となっている。なお、受託

事業収入の内訳は平成16年度をとってみると設計積算事業収入326,059千円(受託事業収入に占める割合71.4%)、試験手数料収入72,961千円(同割合16.0%)、道路等台帳整備事業収入46,096千円(同割合10.1%)等となっている。これら受託事業収入については、公共事業の減少傾向や民間の技術力が向上してきていることを考慮すると、今後も更に減少していくことも予想される。

当法人は受託事業収入の減少にもかかわらず、継続して黒字経営を続けており、平成16年度は32,228千円の黒字であり、同年度末において次期繰越収支差額を250,875千円有しているところである。

ウ 業務執行状況

当法人は上記のような安定した経営状況にあっても、現状と将来を見据え、継続してその役割を果たすために、新規事業の開発を進めるとともに、人件費を含めた管理費の削減に取り組んでおり、平成17年4月1日からは建設部門の職員について、給料月額8%~10%を削減、期末手当の20%削減、管理職手当の20%削減を実施していることは評価できる。

また、経営の独立化を図るため、プロパー職員の幹部登用を行っており、現在2名いる県職員についても平成17年度をもって引き上げる予定であるということであり、行政改革大綱に掲げる経営の独立民営化に向けての人的体制も整いつつあることが確認された。

なお、当法人によれば、今後は県管理の下水道の指定管理者の候補者に選定されたことを契機に下水道部門の職員を含めた当法人全般に係る見直しを行い、今まで以上に合理化を進めるとしていることから、今後の取組に大いに期待したい。

(4) 当法人に対する提言

当法人は県管理の下水道の指定管理者の候補者に選定されたことを契機として、当法人全般にわたる見直しを行い、更なる合理化を進めることとしているが、その取組に期待するとともに、今後、経営の独立民営化が実現できるよう、当委員会は次のとおり提言する。

ア 経営の独立民営化に向けた事業展開

経営の独立民営化のため、当法人は人的にも財政的(受託事業を含む。)にも県の支援や業務に頼ることなく、本県における建設事業の振興発展に寄与するという目的のもと、社会的要求に柔軟に対応しながら業務の対象範囲を拡げ、当法人の持つ技術力を活かして各種事業を積極的に展開していくこと。また、各種事業の実施に当たっては、民間業者同様、その効率的な業務執行とサービスの向上に努めていくこと。

イ 職員の技術力の向上に向けた体制の整備

建設関連の技術が日々向上していく中で、当法人が継続して県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術者の指導的な役割を果たしていくため、当法人の存在価値は他よりも優れた技術力であるということを肝に銘じ、絶えず危機感をもって職員のスキルアップに向けた体制の整備に努めること。

最後に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に見られるように、公共事業が「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」へと品質確保を重視する方向へ移行する中で、地方公共団体職員を含め建設業関係の技術者に求められる技術や業務は増加していく傾向にあり、その支援者として公益法人である当法人の活用が期待されているなど、当法人の活動範囲の拡がりも想定されることである。当法人は、この時機を捉えて、積極的にその役割を十分に果たし、存在価値を大いに県民にアピールすべきである。

